

基本料金

【 保健師、看護師が行う訪問看護 】

種類	項目	サービス内容略称	算定項目	算定単位	単位数
13	1010	訪問看護 I 1	20分未満	1回	313単位
13	1111	訪問看護 I 2	20分以上30分未満の訪問	1回	470単位
13	1211	訪問看護 I 3	30分以上60分未満の訪問	1回	821単位
13	1311	訪問看護 I 4	60分以上90分未満の訪問	1回	1,125単位

【 准看護師が行う訪問看護 】

13	1020	訪問看護 I 1・准	20分未満	1回	282単位
13	1121	訪問看護 I 2・准	20分以上30分未満の訪問	1回	423単位
13	1221	訪問看護 I 3・准	30分以上60分未満の訪問	1回	739単位
13	1321	訪問看護 I 4・准	60分以上90分未満の訪問	1回	1,013単位

【 理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が行う訪問看護 】

13	1501	訪問看護 I 5	20分	1回	293単位
13	1521	訪問看護 I 5・2超	1日3回以上の場合は90/100	1回	264単位

【 保健師、看護師が行う介護予防訪問看護 】

63	1010	予防訪問看護 I 1	20分未満	1回	302単位
63	1111	予防訪問看護 I 2	20分以上30分未満の訪問	1回	450単位
63	1211	予防訪問看護 I 3	30分以上60分未満の訪問	1回	792単位
63	1311	予防訪問看護 I 4	60分以上90分未満の訪問	1回	1,087単位

【 准看護師が行う介護予防訪問看護 】

63	1020	予防訪問看護 I 1・准	20分未満	1回	272単位
63	1121	予防訪問看護 I 2・准	20分以上30分未満の訪問	1回	405単位
63	1221	予防訪問看護 I 3・准	30分以上60分未満の訪問	1回	713単位
63	1321	予防訪問看護 I 4・准	60分以上90分未満の訪問	1回	978単位

【 理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が行う介護予防訪問看護 】

63	1501	予防訪問看護 I 5	20分	1回	283単位
63	1521	予防訪問看護 I 5・2超	1日3回以上の場合は50/100	1回	142単位

利用開始日の月から12月超の利用者に介護予防訪問を行った場合、1回につき5単位を減算する

病状によって加算されるもの

【 要介護 】

種類	項目	サービス内容略称	算定項目・単位	単位数
13	4000	特別管理加算Ⅰ	月1回	500単位
13	4001	特別管理加算Ⅱ	月1回	250単位
13	4002	初回加算	初回月にだけ	300単位
13	4003	退院時共同指導加算	原則1回 (厚生労働大臣が定める 疾病等の場合2回)	600単位
13	4004	看護・介護連携強化加算	月1回	250単位
13	7000	ターミナルケア加算	死亡月につき	2,000単位
13	3100	緊急時訪問看護加算1	月1回	574単位
	複数名訪問看護加算	30分未満 1回	254単位	
		30分以上 1回	402単位	
	長時間訪問看護加算	1回	300単位	
	早朝・夜間・深夜の訪問看護	早朝 (6:00~8:00)	25%増し	
		夜間 (18:00~22:00)	25%増し	
深夜 (22:00~6:00)		50%増し		

【 要支援 】

種類	項目	サービス内容略称	算定項目・単位	単位数
63	4000	予防訪問看護特別管理加算Ⅰ	月1回	500単位
63	4001	予防訪問看護特別管理加算Ⅱ	月1回	250単位
63	4002	予防訪問看護初回加算	初回月にだけ	300単位
63	4003	予防訪問看護退院時共同指導加算	原則1回 (厚生労働大臣が定める疾病等の場合2回)	600単位
63	3100	予防緊急時訪問看護加算1	月1回	574単位
	複数名予防訪問看護加算	30分未満 1回	254単位	
		30分以上 1回	402単位	
	長時間予防訪問看護加算	1回	300単位	
	早朝・夜間・深夜の訪問看護	早朝 (6:00~8:00)	25%増し	
		夜間 (18:00~22:00)	25%増し	
深夜 (22:00~6:00)		50%増し		